



加や住民投票などの条例を包括的に含んで理念を述べるのが「自治基本条例」です。

「市民参加条例」には「理念型」と「手続き型」があります。私が提案しているのは「手続き型条例」です。

実際の行政活動や政策の決定に住民が参加する具体的な手続きを規定するものです。

②なぜ「市民参加条例」が必要なのか

しっかりと条例で定められていない手続きは、選挙によって次々と代わっていく首長や議会により変貌をとげていく可能性があります。

この内容は将来に渡って存続すべきものであることから、任期に定めのある自治体首長や議会に左右されない「条例」として定める必要があります。

初めは、内部規定のような「計画」でもいいかもしれませんが、いずれは、条例化するべきだと思います。

③物事を徹底するためには、仕組み作りが必要

「今このように考えてやっています。」はいいでしょう。しかし、その時の意識や考えで施策が変わってしまうようでは、物事を「これでもか」と徹底することは不可能でしょう。

④公共施設等の適正な民間委託の検討

⑤職員の削減

一番目の質問や冒頭の意見と関連しますが、補助金の見直しについては、行政改革の面からだけではなく、市民参加、市民協働の側面からも理解を求めるべきでしょう。

その場合、行政改革対象事業の担当部署と、市民参加の担当部署の横の連携が不可欠となりますが、縦割り行政の弊害排除により各課連携を深めなければなりません。補助金・負担金の見直し時には十分に連携が取られているかどうか大いに疑問があります。

職員の削減については、5月号の「広報」といかわりに「10年程度の100人の削減目標」とあります。目標というからには具体的な数字のはずですが、どの時点から100人減らすのが行政サイドでも不明確なのです。

ところが、具体的な数字では平成27年度577人を目標と言っています。住民説明会を開いた平成15年にも「10年程度で100人の削減目標」と説明していました。

10年の出発点をはっきりして、なくて何度も指摘されていながら、ごく最近もこのような誤解を受ける表現を使っている行政の感覚に疑問を持ちます。このような事務処理能力で行政改革が効率的に遂行出来るのかということですが。

私は、何が何でも100人減らせと言ってはいませんし、思ってもいません。それ以上減らせるかもしれないとも考えています。

行政改革により組織と業務分掌が変わり、適正な配置人員が変われば、定員管理計画も変更になるでしょうし、その観点から変更するようであればならないとも思っています。

要するに適正な人員管理計画を建て、絶えず見直しながら実行しなくてはならないということです。

2. 行政改革の平成19年度取り組みについて

下記の平成19年度重点事項について、それぞれの計画（目標設定）と実行の際の留意点について、どのように認識して検討されているかを問いました。

①地区公民館体制の検討見直しについて

②補助金・負担金の見直し

③使用料・手数料の見直し

「合併から」といえば、合併した平成17年3月19日をいうことになりません。合併年度の出発点の平成16年4月1日であれば684人、合併直後の平成17年4月1日であれば662人が基準となります。

姫川病院問題

平成19年6月4日の糸魚川医療生活協同組合理事会において姫川病院を閉院することが決定されました。その後の動きです。

(1) 病院の対応

- ・入院患者は6月11日をもって転院又は自宅療養への移行が完了。
- ・通院患者に対しては6月29日まで当面の投薬処方と紹介状、相談を実施しました。

(2) 市の対応

- ・6月29日までマイクロバスの運行を行いました。
- ・6月5日 庁内に姫川病院緊急対策チーム設置
- ・6月8日 関係機関連絡会議
(糸魚川地域振興局、糸魚川市医師会、
姫川病院、糸魚川総合病院、吉田病院、
青海病院、糸魚川市)

(3) 医師確保の取組

富山大学付属病院へ要請

(4) 施設の利用と診療所開設

施設を老人保健施設として利用する方向で姫川病院の弁護士と協議し、施設内に診療所を開設する方向で厚生連へ協力の要請を行っている。



閉院した姫川病院

(5) 雇用対策

姫川病院の職員、医療スタッフの雇用対策を、ハローワークと協調して行っている。

(6) 新たな動き

6月25日に姫川病院清水理事長より市長に対し「民事再生法適用も視野に入れて検討している」という報告があったという。破産手続きによる閉院と民事再生法による経営の継続では市の対応が大きく異なります。閉院の報告から20日余り経った時点での方向転換の可能性は、市の方針に大きく影響を与えません。

しかし、最終的に7月6日の知事会で民事再生法の適用は断念しました。一旦、破産・閉院を表明した後での再生への転換

は無理でした。なぜ、初めから民事再生法適用の道を目指さなかったのか大いに疑問が残ります。

(7) 糸魚川総合病院に患者集中

内科の一部に患者集中のための混乱が起き、外来診療はなるべく市内の開業医で受けるように、開業医を廻るバスの運行を市が決定しました。

県は7月2日、県立病院から糸魚川総合病院に医師を派遣するなどの支援策を発表しました。泉田裕彦知事が会見で明らかにしました。規模は未定です。国や富山大にも医師派遣を要請しました。

泉田知事は「医師不足の問題は続いており、外国人医師も働けるような環境作りを働きかけで解決を目指す」と話したそうです。

最初に糸魚川総合病院に派遣されたのは上越市の県立中央病院の矢澤正知院長と内科の医師1人となっています。



院の矢澤正知院長と内科の医師1人となっています。

◇もう一つのポイント ・市民出資者への打撃

地域医療の危機的状況ですが、市民が出資している生活協同組合の破綻が市民の生活に与える影響も心配です。組合債がどうなるのか病院側は債権者への説明会を延期しました。

民事再生法適用も視野に入れた別の方向性も打ち出されましたが、不安な思いで日々すごされている方々も多いと思います。破産手続きと民事再生法適用では自ずと組合債の取扱も変わってきますが、市民の損失を最小限に食い止める方向で決着していただきたいと思っています。

糸魚川市の平成19年度予算を修正して2億円の地域医療に対する緊急処置用の予算を計上しました。この予算は、地域医療の確保対策に使われるもので、姫川病院の負債の補填には使わないことを言明しています。

姫川病院の資本の出所は市民の関係するところでは2種類あります。同生協の組合員約千六百人が出資した約二億三千四百万円。

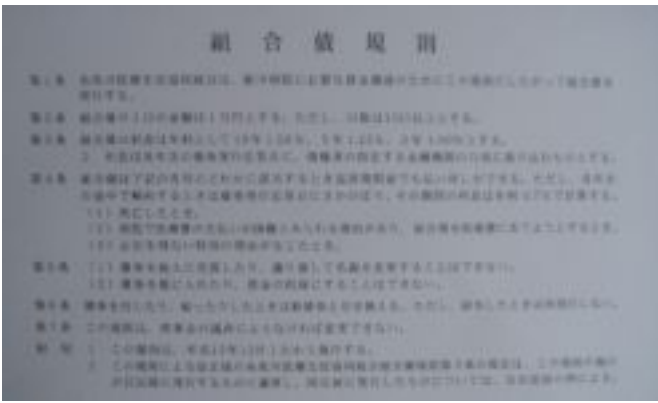
これとは別に組合員約三百九十人が購入した組合債は約十二億三千万円にも上ります。

通常の倒産・民事再生と違って、姫川病院組合債の場合は、個人の債権者がほとんどです。

医療生協が姫川病院に必要な資金調達のために組合債を発行し、市民は地域のために出資した側面があります。同じ個人出資でも、株券を購入するような場合とはその性格が大きく異なります。

地域医療のために役立てたい思いで出資した資金が水の泡となる恐れ無さは察してあまりあるものがあり、経営責任が改めて問われるところですよ。

糸魚川市として関与できる範囲も地方自治体として限界があり、個人救済の道は厳しいようです。



姫病組合債証券の裏面

情報基盤整備の話 「情報革命が暮らしを変える 情報インフラ整備のあり方」

6月29日に糸魚川経済団体連絡協議会などの主催で東洋大学教授松原聡氏を招いて、講演会が開かれました。

総務省参与、日本郵政公社顧問、通信・放送のあり方に関する懇談会（総務省）座長などを努める講師の話は非常に勉強になりました。

国が進めようとしている日本全体のICT（ITと同じ）戦略の方向が見えてきて、糸魚川市がどの方向を向けばいいのかに大きなヒントを頂いたと思っています。

現在の状況

現在は、通信・放送に関する法律が9つあり、それが事業展開の壁になっています。

【例】NTTが糸魚川市内に光ファイバーケーブル網を張り巡らしたとします。高速回線が確立された状態で何が出来るかというと、電話とインターネットだけです。この高速回線を使って通信事業者のNTTが放送行為を行うこと、放送事業者に貸し出すことは出来ません。

これが、放送法と電気通信事業法の壁であり、通信事業者（NTTなど）は放送事業を行うことが出来ないのです。

この制約がNTT方式かJCV（上越ケーブルビジョン）という選択肢になっているのが現状です。

政府の方針

国は一本の回線で電話、テレビ、インターネットが使える「トリプルプレイサービス」、それに携帯電話が家屋内では固定電話として使えるサービスを提供して「クアドルプルプレイサービス」の実現を目指しています。II放送事業と通信事業の融合



今後の見通し

①全体の流れ

2011年7月には、地上波テレビ放送がアナログからデジタルに完全に切り替わる予定で、糸魚川地域は12月、青海地域は来年受信可能になる予定です。今でも条件の良いところでは、弥彦の地デジ波を受信することができます。

2011年7月24日にはアナログ波が完全に停止するスケジュールが進められています。

その前の2011年3月には「ブロードバンドゼロ地域」の解消を目指しています。つまり、ADSLや光ファイバーケーブルで日本全土をカバーするというのです。

また、通信・放送に関する法律の融合について、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」で議論され、6月に「中間取りまとめ」が提出されました。2011年7月以前に法律の融合を図る必要があります。2010年位を目標にしていると言われています。

②地上波デジタル放送の面からIIテレビ

地上波デジタル波は、受信できない場所をつくらないようにしなければなりません。しかし、実際

の路線完全整備には無理がありません。そこで、電波の届かないところをブロードバンドでカバーしようという考えられています。つまり地上波デジタル放送を、中山間地では地上回線を使って家庭へ届けるということなのです。

そこで、「ブロードバンドゼロ地域」の解消なのです。

また、ワンセグ放送を楽しむためには地上波デジタル放送が受信できる環境にしなければならぬという面もあります。

ワンセグ

日本の地上デジタルテレビジョン放送の1セグメントを割り当てて低解像度の放送を行うこととなった。持ち運びできる新しいメディアとして期待されている。受信可能な機器は携帯電話、ポータブルテレビ、カーナビゲーション、ノートパソコン、電子辞書、携帯型ゲーム機など多岐に渡っている。

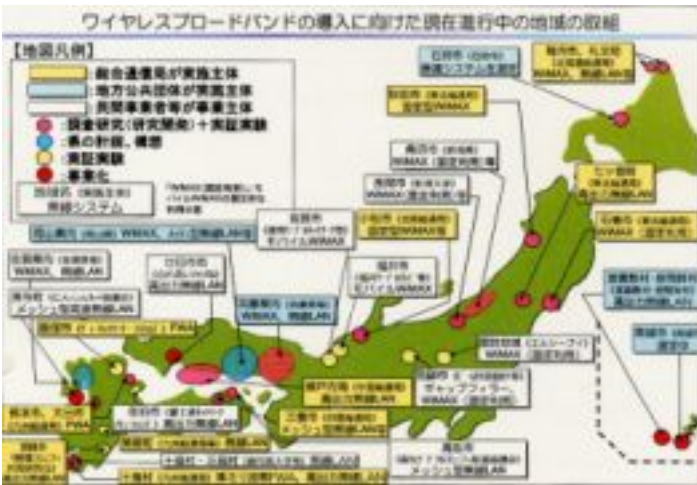
③高速通信回線（ADSLや光ファイバーケーブル）の面からインターネット

高速通信回線を使ってインターネットサービスを展開する場合には、中山間地の人口密度の低い地域での設備投資が事業費を圧迫します。このような場所では、地上

に回線を布設するのではなく、WiMAXという広帯域無線システムなどにより電波でインターネットができる技術が実用化されています。

WiMAX（ワイマックス）

半径数kmの距離のユーザーに対して最大70Mビット/秒の無線データ通信を可能にする広域の無線アクセス規格。ADSLやケーブル・インターネットと同様に、家庭へのアクセス回線として利用する、いわゆる「ラスト・ワン・マイル」に向けた技術と位置づけられる。



糸魚川市の方針

①②③を合わせて考えた場合、一つの方角性が見えてきます。

国の方針が見えてきた今、糸魚川市の向かうべき方向も明らかになってきました。

つまり、現時点では、インターネットかケーブルテレビかという二者択一は無いことになりました。トリプルプレイサービス（TV+電話+インターネット）が当然のサービス形態となるため、そこに向けてスタートを切るべきなのです。

ここまで来れば、糸魚川市が事業主体となってブロードバンド環境を整えるという方向は無駄が多いでしょう。

民間事業者が整備した地上回線を使って、民間事業者がトリプルプレイサービスを展開し、そこに糸魚川市の市民サービスを上乗せ



するので。ケーブルテレビ加入率による経営状況が、糸魚川市に及ぼす影響もほとんど無くなります。

従って、糸魚川市は、2011年まではインターネットで展開できる市民サービスをどんどん開発・実行・改善するとともに、2011年以降の有線テレビを使ってのサービス計画を煮詰める作業を早く開始するべきなのです。

編集後記

今年の梅雨は、空梅雨かと思うと大きな雨が降り、何とも油断できない気象状況です。

先日行われた「砂防講談会」で、「亥年は危ない」「災害が起きないと梅雨は明けなない」という話がありました。九州では大変な状況が続いています。

糸魚川市政も難題山積ですが、米田市長も日夜奮闘しています。

市民参加の側面からも、皆さんに市政に対してより高い関心を持っていただき、市長を後押しして良いまちづくりをしたいと思っています。

向暑の折、皆さんのご健康をお祈りいたします。

伊藤ふみひろ